

## 東京都不動産鑑定士協会との共催シンポジウムについての報告

弁護士業務改革委員会 マンション部会部会長 神田 元 (54期)

令和3年11月1日午後1時から午後4時まで、港区虎ノ門3丁目にあります東京都不動産鑑定士協会において、当会と東京都不動産鑑定士協会との共催にて「マンションの管理適正化・再生の円滑化のために期待される専門家の役割」と題したシンポジウムを開催いたしました。当初弁護士会館において聴衆を入れての講演形式で行うことを計画したのですが、コロナ禍が終息しない現状に鑑みて、聴衆を集合させず、全面的にYouTube配信形式で行うこととなりました。

本シンポジウムは、令和2年10月27日に当会と東京都不動産鑑定士協会との間で締結された友好協定の一環としてまずコラボ事業を行おうという両会の意欲の下、実現したものです。

当日は、まず共催者である当会矢吹公敏会長及び東京都不動産鑑定士協会佐藤麗司朗会長から開演の挨拶がありました。両会相互の益々の親睦を図る意義及び国民生活において大きな存在となったマンションに関わる諸問題についての解決の一助に本シンポが貢献できればということでした。

開演挨拶に引き続き第1部として、国土交通省住宅局矢吹周平参事官から、「改正マンション管理適正化法・マンション建替え円滑化法について」の講義を頂きました。まず、マンションの現状・課題について俯瞰して頂いた後、令和2年6月16日に成立したマンション管理適正化法・マンション建替え円滑化法それぞれについて、その改正の内容、及び改正を踏まえて各自治体を含む関係者が何をすべきかについての説明を頂きました。

第1部を踏まえまして、弁護士業務改革委員会マンション部会所属の奥島健二会員から「マンション管理適正化の推進に向けた地方公共団体の取り組みについて」の講義を



頂きました。マンション管理適正化法改正による各自治体として行うべき事項を現状どのようなレベルで推進されているかの状況についての説明がありました。

その後、東京都不動産鑑定士協会の服部毅理事から、「マンション敷地売却制度における鑑定評価以上の留意点」の講義を頂きました。マンション建替えにおける一つの選択肢として敷地を売却するという制度がありますが、その際に价格的に問題となる事項を整理し、その問題事項に不動産鑑定士としてどのように関与するのかについての説明がありました。

最後に、「マンション建替え・敷地売却制度の概要と期待される専門家の役割」のテーマでパネルディスカッションが行われました。進行は、旭化成不動産レジデンス株式会社の大木祐悟氏に務めて頂きました。旭化成不動産において多くのマンション建替えに従事されていた大木氏の経験に基づき、スムーズなディスカッションが進行し、矢吹参事官、服部理事、土屋賢司会員（弁護士業務改革委員会マンション部会所属）を交えた活発な討論がなされました。

最後は、東京都不動産鑑定士協会佐藤四郎研究研修委員長の閉会の挨拶により、無事終了いたしました。

## 第36回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

総務委員会委員長 中西 一裕 (42期)

当会人権賞選考委員会（委員長 高橋寿一専修大学教授）は、2021年度の人権賞受賞者を決定し、昨年11月26日に司法記者クラブで発表した。受賞式は12月22日に行い、1月11日の新年式ではその様子を映像で紹介する予定である。

受賞者の紹介は次のとおりである（敬称略）。

### ◎特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)

移住連は、1980年代から各地で活動を始めていた移住者や外国籍者などを支援するNGO、労働組合、市民団体が、恒常的なネットワークを必要とする状況下にあった中、1997年に発足し、2015年のNPO法人化を経て、24年間にわたり在日外国人の人権保障のために活動を続けてきた。

その活動は、国連へのNGOレポート提出、法改正等についてのロビーイングや国会での参考人陳述、シンポジウム・ワークショップの開催、政府・政党への要望書提出や政策提言、人種差別発言への抗議等のほか、各種書籍の出版やビデオ制作にまで及んでおり、当事者の参加を含めた省庁交渉は発足以来毎年行っている。以下にその一部を紹介する。

2008年には、移住連が国連人権規約委員会に提出したNGOレポートにより研修生・技能実習生問題について初の勧告がなされ、それ以降、外国人に対する様々な勧告を引き出している。

2011年の東日本大震災においては、移住者の情報収集を政府へ要請しているほか、コロナ禍においても、声明の発表、各種要請を行い、2020年5月には公的支援を受けない難民申請者を含めた仮放免者、帰国困難者、公的支援に容易にアクセスできない移民に対する「新型コロナ移民・難民緊急支援基金」を立ち上げるなど、適時適切な助成・救済活動を行っている。

2021年5月17日には出入国管理及び難民認定法案が事実上の廃案となったが、これは移住連による速やかな抗議声明や国会前のシットインなどの行動が一つの契機となっている。

移住連は、移民・難民・移民ルーツを持つ人々の声が政治に届けられるための媒介組織としての役割を果たすとともに、医療、女性、労働（技能実習生を含む）、人身売買、在留資格、貧困、非正規滞在者などの各分野で未知の領域を切り開き、社会問題化することにも成功している。

これらの諸活動と成果は、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。

### リブラギャラリー 写真募集

表紙見返しの「リブラギャラリー」に掲載する写真を募集しております。ご自身が撮影されたもので、未発表のものに限ります。また、著作権、肖像権等の権利処理上問題のないものに限ります。ご応募は随時受け付けております。ご不明な点等がありましたら、お気軽に編集会議までお問い合わせください。

\*原稿掲載の採否等は編集会議にて判断いたします。必ずしも全てのご要望にお応えできるわけではありませんので、ご了承をお願いいたします。

\*問い合わせ先：広報課 TEL：03-3581-2251/e-mail：libra@toben.or.jp